令和７年10月
選挙啓発シリーズ

公職選挙法・政治資金規正法・
政党助成法と

政　治　団　体

岡山県選挙管理委員会事務局

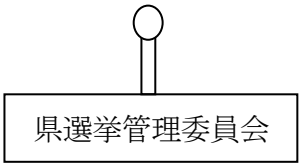
目　　次

第１編　政治団体に関する手続の概要について‥‥‥

２　証票の交付 ‥‥‥

第１編　政治団体に関する手続の概要について

1　政党，後援会，その他の政治団体が収支を伴う政治活動をするには，政治団体設立届（第１号様式。P. ７参照。）が必要です。あらかじめ，県選挙管理委員会に御相談ください。





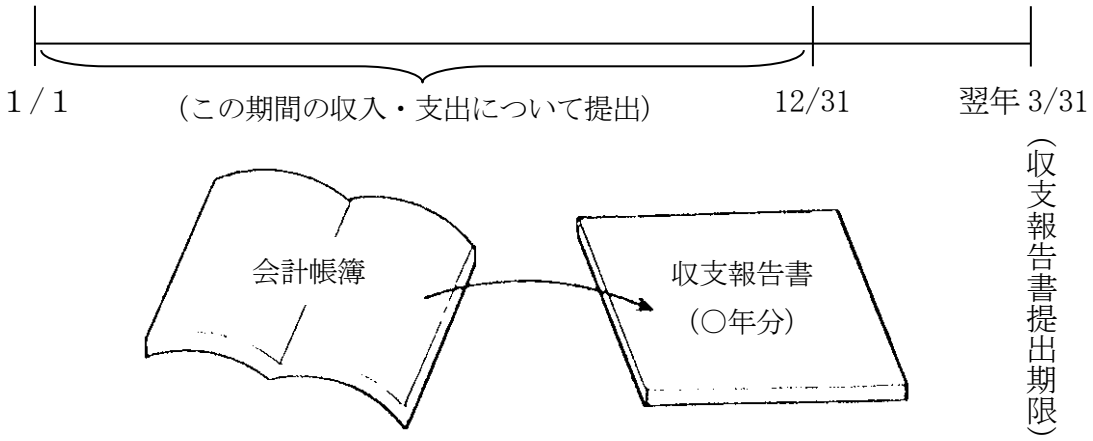
(1)　設立届は，政治団体を組織した日又は政治団体となった日から７日以内に県選挙管理委員会へ提出してください。

(2)　設立届には，綱領，規約等が必要です。

(3)　政治団体の届出をした後，主たる事務所の所在地，代表者，会計責任者，規約等届出事項に**異動があったときは，異動届（第11号様式。P. 13参照。）が必要です。**

(4)　設立届等の「代表者の氏名」欄は，本人の署名又は記名押印以外の場合は，提出時に本人確認等が必要となりますので，ご注意ください。

2　政治団体は，毎年１月１日～12月31日までの間の収支について，翌年の３月31日までに収支報告書を提出することが義務づけられています。収支がない場合も同様です。（なお，国会議員関係政治団体（P. ５参照）にあっては，提出期限は翌年の５月31日までとなります。）



（会計帳簿，収支報告書については，P.23 及び P.24 参照）

(1) 収支報告書の用紙は，県選挙管理委員会が交付します。（県選挙管理委員会事務局ホームページ（https://www.pref.okayama.jp/soshiki/156/）からのダウンロードも可能です。）
(2) 収支報告書の提出先は，県選挙管理委員会です。
(3) ２年続けて収支報告書を提出しないと，収支を伴う政治活動ができなくなります。
こうした未提出の団体が再び収支を伴う政治活動をするには，政治団体の解散届（それまで未提出だった収支報告書を添付）を提出した上で，改めて新たな政治団体として設立届をする必要があります。
収支報告書は収支がない場合であっても，毎年必ず提出してください。

3　政治団体を解散したときは，解散届（第18号様式。P. 15参照。）が必要です。

(1) 解散届は，解散した日から30日以内に県選挙管理委員会へ提出してください。（なお，国会議員関係政治団体にあっては，提出期限は解散した日から60日以内となります。）
(2) 解散届には代表者及び会計責任者の氏名欄がありますが，本人の署名又は記名押印以外の場合は，提出時に本人確認等が必要となりますので，ご注意ください。
(3) 解散届には，併せて解散日までの収支報告書の提出も必要です。
(4) 資金管理団体（P. ５参照）にあっては，併せて資金管理団体でなくなった旨の届兼宣誓書の提出も必要です。

政治団体解散届	＋	収支報告書（　年分）
……		……
……		……
……		……
……		……

4　政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用したオンライン申請が可能です。

政治資金規正法に基づく政治団体の各種届出及び収支報告書の提出について，「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用したオンライン申請が可能です（政党本部，政治資金団体又は国会議員関係政治団体にあっては，令和９年１月１日以降に提出する収支報告書，政治資金監査報告書及び確認書については，オンラインによる提出が義務付けられました。）。
これにより，県選挙管理委員会まで出向く必要がなく，また休日や時間帯を問わず届出や収支報告書の提出を行うことができます。
【政治資金関係申請・届出オンラインシステムＵＲＬ】　https://kyoudou.soumu.go.jp/

5　個人が政党や一定の後援団体に寄附したときは，課税上の優遇措置があります。

県選挙管理委員会で寄附金（税額）控除のための書類の確認を受けて，税務署に提出してください。

6　押印の取扱い

(1) 政治団体の手続に必要な書類には，これまで一律に書面への記名押印を求めていたところですが，令和３年の規則の改正により，押印によらず，本人確認書類の提示，署名等により，書類の真正性を確認することが可能となりました。

(2) 記名押印又は届出者本人の署名のない場合には，次のア又はイにより本人確認を行いますので，御留意願います。

ア　届出等の名義人（代表者，会計責任者等）の本人確認書類（個人番号カード，旅券，運転免許証その他官公署が発行した免許証等。以下同じ。）の提示又は提出

イ　代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出

第２編　政治団体の届出，収支報告等について

第１　政治団体の届出等

１　政治団体とは

(1) 政治団体（法第３条第１項）

政治団体とは，次に掲げる団体をいいます。

ア　政治上の主義若しくは施策を推進し，支持し，又はこれに反対することを本来の目的とする団体

イ　特定の公職の候補者（候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。以下同じ。）を推薦し，支持し，又はこれに反対することを本来の目的とする団体

ウ　上記ア及びイに掲げるもののほか，次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

(ｱ) 政治上の主義若しくは施策を推進し，支持し，又はこれに反対すること。

(ｲ) 特定の公職の候補者を推薦し，支持し，又はこれに反対すること。

(2) 政治団体とみなされる団体（法第５条）

次に掲げる団体は政治団体とみなされます。

ア　政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で，衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの

イ　政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で，政党から総務大臣に届出がされているもの。１政党につき１団体に限られ，政党の支部は届出をすることができません。）

(3) 政　　党（法第３条第２項，令第１条）

政党とは，政治団体のうち次のいずれかに該当するものをいいます。

ア　衆議院議員又は参議院議員が５人以上所属しているもの（他の政党に所属する衆議院議員又は参議院議員が所属しているものを除く。）

イ　次のいずれかの選挙における得票率が，全国を通じて２％以上であるもの

- 前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙
- 前回の衆議院議員総選挙における比例代表選出議員選挙
- 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選出議員選挙
- 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における比例代表選出議員選挙

(4) 政治団体の支部（法第18条）

ア　政治団体が支部を有する場合，原則として本部・支部は各々一つの政治団体とみなされます。したがって，支部にあっても設立の届出，会計帳簿の備え付け，帳簿の記載及び収支報告書の提出等をしなければなりません。

ただし，寄附の授受の制限に関しては，本部・支部を通じて一つの政治団体とみなされるので注意を要します。

イ　政治資金規正法にいう「支部」とは，おおむね次の要件を備えたものをいいます。

(ｱ) 本部の規約等に規定されたその組織の単位組織であり，本部と主従の関係にあること。

(ｲ) 本部の指揮統括の下に，一定の範囲で自主的に政治活動をすることが認められていること。

(ｳ) 会計について，一定の範囲内で金銭等の授受を行える状況にあること。

ウ　イの要件を満たさない下部組織（会計上独立していないもの及び単なる連絡事務所的なものなど。）は，政治資金規正法上の「政治団体の支部」とはなりません。

したがって，この下部組織の行った収入・支出は上部組織が行ったものとなりますので，収支報告書は上部組織，下部組織を合わせた分を報告することになります。

(5) 政党の支部（法第21条第４項）

政党の支部について，一以上の市区町村の区域又は公選法に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものである場合には，会社，労働組合その他の団体からの寄附を受けることはできません。

(6) 資金管理団体（法第19条）

資金管理団体とは，政治家のために政治資金の拠出を受け政治家の政治資金を取り扱う政治団体で，政治家の指定を受けたものをいいます。

政治家１人につき１団体に限られ，その代表者は政治家自身であることが必要です。

●資金管理団体を指定した場合のメリット

ア　政治家が公職の候補者である間に政党から受けた寄附を，自分の指定する資金管理団体へ寄附（特定寄附）する場合には，寄附の量的制限が適用されません。

イ　自己資金を寄附する場合，量的制限のうち「個別制限（年間150万円）」が適用されません。（年間1,000万円まで寄附できます。）

ウ　公選法により，選挙（任期満了等）前の一定期間は，自分の後援団体への寄附は禁止されていますが，その後援団体が資金管理団体であれば寄附することができます。

●資金管理団体に係る制限

平成19年８月６日から，資金管理団体は，土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し，又は保有してはならないとされました。

(7) 国会議員関係政治団体（法第19条の７）

国会議員関係政治団体とは，次の①②③の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）及び④⑤の政治団体（国会議員関係政治団体とみなされます。）をいいます。

①　国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体

②　租税特別措置法第41条の18第１項第４号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち，特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し，又は支持することを本来の目的とする政治団体

③　政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で，国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）

（注）令和８年１月１日から国会議員関係政治団体に追加され，令和７年10月１日から届出が始まります。

④　政党の支部で，国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち，国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの

⑤　国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち，各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体（1,000万円以上となった年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされます。）

・同一の国会議員関係政治団体（上記③を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である２以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては，その金額の合計）

・同一の上記③に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

（注）令和８年１月１日から国会議員関係政治団体に追加されます。

なお，「国会議員に係る公職の候補者」には，現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。

2 政治団体の届出

(1) 設 立 届（法第６条）

ア　政治団体は，**政治団体を組織した日又は政治団体となった日から７日以内に**設立届を**郵便等によることなく持参して，県選挙管理委員会に**提出してください。

イ　設立届の際の提出文書は次のとおりです。

ウ　設立に係る当該政治団体の名称は，すでに告示された政党又は政治資金団体の名称及びこれらに類似する名称以外の名称でなければなりません。

エ　届出前は，政治活動（選挙運動を含む。）のために，寄附を受け，又は支出することは禁止されており，これに違反すると罰則の適用があります。

(ｱ)　設立届出書（法第６条第１項，令第４条，規則第１条）

記　載　例

第１号様式

政　治　団　体　設　立　届

令和　○　年　○　月　○　日

総　務　大　臣
岡山県選挙管理委員会　殿

本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。（備考９参照）

政治団体の名称　海野山男後援会
事務所の所在地　岡山市北区山下１−１−１　ＡＢＣビル３階
代表者の氏名　甲野　一郎　甲野

政治資金規正法第６条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

（ふりがな）	うみのやまおこうえんかい		政治団体の区分	☐政党　☐政党の支部　☐政治資金団体　☐政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体　☑その他の政治団体　☐その他の政治団体の支部
名　称	海野山男後援会		国会議員関係政治団体の区分	☐政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体　☐政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体　☐政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
目　的	別紙のとおり	組織年月日	令和　○　年　○　月　○　日	
主たる事務所の所在地	（〒700−○○○○）岡山市北区山下１−１−１　ＡＢＣビル３階　（電話　086(×××)××××）			
主たる活動区域	岡山県			

	氏名（ふりがな）	住所	生年月日	選任年月日
代表者	こうの　いちろう 甲野　一郎	（〒700−○○○○）岡山市北区東１−２−３（電話　086(×××)××××）	平成10.11.12	令和○.○.○
会計責任者	おつの　じろう 乙野　二郎	（〒700−○○○○）倉敷市南２−34（電話　086(×××)××××）	平成15.6.7	令和○.○.○
会計責任者の職務代行者	へいの　さぶろう 丙野　三郎	（〒700−○○○○）岡山市北区西３−４−５（電話　086(×××)××××）	平成20.1.23	令和○.○.○

支部の有無	☐有 ☑無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	☐有 ☑無

政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類	
政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名(ふりがな)	公職の候補者に係る公職の種類
政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名（ふりがな）	主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類
	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名（ふりがな）	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類

〈注意〉　●代表者と会計責任者を兼務することは差し支えありませんが，**会計責任者と会計責任者の職務代行者を兼務することはできません。**

●団体名は別として，代表者，会計責任者及び会計責任者の職務代行者欄の氏名は戸籍名で届け出てください。通称名やペンネームで届け出ることはできません。

（イ）　政党，政治資金団体又はその他の政治団体の綱領，党則，規約その他これらに相当するもの。（法第６条第２項，令第５条第１号）

○　○　**会　規　約**（例）

第１条（名称・所在地）
本会は，○○会と称し，主たる事務所を○○市におく。
第２条（目的）
本会は，県政の発展と県民生活の向上のために尽力している○○○○氏の政治活動を後援することを本来の目的とし，あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。
第３条（事業）
本会は，前条の目的を達成するため次の事業を行う。
１　講演会，座談会等の開催
２　会報等の発刊及び配布
３　関係諸団体との連携
４　その他本会の目的達成のため必要な事業
第４条（会員）
本会は，第２条の目的に賛同し，入会申込書を提出した者をもって会員とする。
第５条（役員）
本会に次の役員をおく。
会　長　　１名，副会長　　２名，幹　事　　若干名
会計責任者　　１名，監　事　　２名
第６条（役員の選出及び任期）
１　役員は総会において選出する。
２　役員の任期は１年とする。但し，再任を妨げない。
第７条（会議）
１　会長は毎年１回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
２　会長は，必要に応じ役員会を招集する。
第８条（経費）
本会の経費は，会費（年額○○○○円），寄附金その他の収入をもって充当する。
第９条（会計年度及び会計監査）
１　本会の会計年度は，毎年１月１日から12月31日までとする。
２　会計責任者は，本会の経理につき年１回監事による監査を受け，その監査意見書を付して総会に報告する。
第10条（規約の改廃）
本規約の改廃は，総会において決定する。
第11条（補則）
本規約に定めなき事項については，役員会で決定する。
附　則
本規約は，令和○○年○月○○日より実施する。

↓

〈注意〉設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

(ｳ)　被推薦書（法第６条第２項，令第５条第６号，規則第２条第７号）

県議会議員若しくは知事又は政令市の議会議員若しくは政令市の長の後援団体で，課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合には，必要です。（なお，国会議員の後援団体は，被推薦書ではなく，国会議員関係政治団体に該当する旨の通知が必要です。（P. 20参照））

記　載　例

第８号様式

被　　推　　薦　　書

令和　○　年　○　月　○　日

政治団体の名称　海野山男後援会

代表者の氏名　甲野　一郎　　殿

公職の種類　岡山県議会議員(現職)

氏　　名　海野　　山男　海野　㊞

住　　所　岡山市北区山下 3-3-3

私（私達）は、令和　○年　○月　○日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備考）

1　「公職の種類」欄には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあっては「岡山県議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「岡山県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。

2　「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

3　被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。

4　公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「岡山県議会議員（候補者等）（令和　年　月　日から）」の例により記載すること。

(ｴ)　政党の状況等に関する届

（法第６条第２項，令第５条第４号及び第８条第３項，規則第１２条第１号）
政党の支部のみ必要です。

記　載　例

第２０号様式

政　党　の　状　況　等　に　関　す　る　届

令和　○　年　○　月　○　日

総　　務　　大　　臣
岡山県選挙管理委員会　　殿

政党の支部の名称　△△党岡山県支部

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名　　称	△△党本部
	主たる事務所の所在地	東京都☆☆区☆☆1-1
	主たる活動区域	
１以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		✔

（備考）
1　「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
2　１以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「□」内に「√」を記入すること。

(オ)　支部証明書

（法第６条第２項，令第５条第４号及び第８条第３項，規則第１２条第２号）

政党の支部のみ必要です。

記　載　例

第２１号様式

支　部　証　明　書

政党の支部の名称　△△党岡山県支部

主たる事務所の所在地　岡山県岡山市〇区◎◎1-1

主たる活動区域　岡山県

上記の支部は、本政党の支部（　岡山県　　を単位として設けられる支部）であることを証明する。

令和　〇　年　〇　月　〇　日

政党の名称　△△党本部

主たる事務所の所在地　東京都☆☆区☆☆1-1

代表者の氏名　天地　海空　天地　㊞

（備考）

1　１以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「本政党の〇〇県◎◎市を単位として設けられる支部」というように記載すること。

2　「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

（注）政党の本部が発行したものを添付すること。

オ　届出の方法（法第６条第１項）

郵便等によることなく，文書を持参して届け出てください。

カ　届出先

(ｱ) 岡山県の区域において主としてその活動を行う団体

岡山県選挙管理委員会に

（法第６条第１項第１号，法第18条，令第５条）

(ｲ) ２以上の都道府県の区域にわたり，又は岡山県の区域外の地域において，主としてその活動を行う政治団体で，主たる事務所が岡山県内にあるもの

岡山県選挙管理委員会を経由して総務大臣に

（法第６条第１項第２号）

※　岡山県選挙管理委員会

（〒700－8570）岡山市北区内山下２－４－６

岡山県庁　９階

ＴＥＬ（直通）086（226）7273

(2) 異　　動（法第７条）

ア　政治団体は，設立の際届け出た事項や添付書類（規約等）の内容に異動が生じたときは，**異動の日から７日以内に**異動に係る事項や新旧の該当添付書類（規約等）を**郵便等によることなく，持参して文書で**届け出なければなりません（法第７条，規則第４条）。

イ　異動の届出の期限，方法，届出先は設立届と同様（法第７条）です。

ウ　資金管理団体にあっては，異動事項により資金管理団体届出事項の異動届兼宣誓書の届出が必要となる場合があります。（P. 17参照）

記　載　例

第１１号様式

届　出　事　項　等　の　異　動　届

令和　○　年　○　月　○　日

総　務　大　臣
岡山県選挙管理委員会　殿

本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。（備考１参照）

政治団体の名称　海野山男とともに歩む会
事務所の所在地　岡山市北区東西 2-2-2
代表者の氏名　山川　五郎　（山川）

（上欄には届出事項の変更後の内容（新の内容）を記入してください）

届出事項等に異動があったので、政治資金規正法第７条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項		内容	異動年月日
ふりがな	新	うみのやまお　あゆ　かい	令和 ○・○・○
政治団体の名称	新	海野山男とともに歩む会	
	旧	海野山男後援会	
主たる事務所の所在地	新	（〒700-○○○○）　電話（086(×××)××××） 岡山市北区東西 2-2-2	令和 ○・○・○
	旧	岡山市北区山下 1-1-1　ABC ビル３階	
主たる活動区域	新	異動のない内容については、記載は不要	令和 ・ ・
	旧		

区分		氏名	住所・電話番号	生年月日	
ふりがな	新	やまかわ ごろう	（〒710-○○○○）電話（086(×××)××××）	大 昭 (平)	令和 ○・○・○
代表者	新	山川 五郎	倉敷市北 4-56	16・7・8	
	旧	甲野 一郎	者が変わった場合、（旧）住所・電話番号の記載は不要		
ふりがな	新		（〒712-○○○○）電話（086(×××)××××）	大 昭 平 ・ ・	令和 ○・○・○
会計責任者	新		倉敷市南東 5-67		
	旧		倉敷市南 2-34		
ふりがな	新		（〒　　）電話	大 昭 平 ・ ・	・ ・
会計責任者の職務代行者	新		者は変わらず、住所・電話番号のみ異動があった場合は記載を要す		
	旧				
国会議員関係政治団体の区分	新	□法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体 代表者である国会議員に係る公職の種類（　） □法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名（ふりがな　） 公職の候補者に係る公職の種類（　） □法第１９条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体 ・主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名（ふりがな　） 主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（　） ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名（ふりがな　） 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（　） ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名（ふりがな　） 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（　） ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名（ふりがな　） 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（　）	□国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 ・ ・	

	旧	□法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体 代表者である国会議員に係る公職の種類（　　） □法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名（ふりがな　　） 公職の候補者に係る公職の種類（　　） □法第１９条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体 ・主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名（ふりがな　　） 主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（　　） ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名（ふりがな　　） 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（　　） ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名（ふりがな　　） 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（　　） ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名（ふりがな　　） 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（　　）	□国会議員関係政治団体以外の政治団体	
そ　の　他		☑規約の異動　□課税上の優遇措置の異動（有・無から無・有へ） □その他（　　） 規約内容に異動がある場合は、規約も添付する		令和 ○・○・○

（備　考）

1　代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2　異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しないこと。

3　「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。

4　既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第 19 条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第２号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第３号に係る国会議員関係政治団体にあっては当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類をそれぞれ「国会議員関係政治団体の区分」に記載すること。

　また、公職の候補者に係る公職の種類は、法第 19 条第１項第１号又は第２号に係る国会議員関係政治団体にあっては「衆議院議員（現職）」、「参議院議員（候補者等）」の、同項第３号に係る国会議員関係政治団体にあっては「衆議院議員（現職）」の例により、記載すること。

5　法第 19 条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体が法第 19 条の８第２項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。

6　政治団体設立届の際に併せて提出した法第６条第２項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があった場合には、関係書面を付して提出すること。

（政治団体の名称を異動した場合は、規約も異動となることが多いので注意すること。）

7　当該異動に係る団体が資金管理団体であって、公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）を異動する場合は、「資金管理団体届出事項の異動届兼宣誓書」も同時に提出すること。

8　当該異動に係る団体が政党の支部であって、政党の支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域を異動する場合は、支部証明書を提出するこ

(3) 解　　散（法第17条，第19条の10）

ア　政治団体が解散し，又は目的の変更その他の事由により政治団体でなくなったときは，その代表者及び会計責任者は，**その日から30日以内**に，解散届を提出してください。（なお，国会議員関係政治団体にあっては，提出期限は解散した日から60日以内になります。）

イ　また，あわせて解散の日現在で，その年における収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した収支報告書を提出してください。

この場合，収支報告書の宣誓書には，「会計責任者」と「代表者」の氏名欄がありますが，いずれの氏名欄も本人の署名又は記名押印以外の場合は，提出時に本人確認等が必要となりますので，ご注意ください。

記　載　例

第１８号様式

政　治　団　体　解　散　届

令和　〇　年　〇　月　〇　日

総　務　大　臣
岡山県選挙管理委員会　　殿

本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。（備考１参照）

政治団体の名称　海野山男とともに歩む会

事務所の所在地　岡山市北区東西 2-2-2

代表者の氏名　山川　五郎　山川

会計責任者の氏名　乙野　二郎　乙野

令和　〇年　〇月　〇日に解散をしたので、政治資金規正法第１７条第１項の規定により届け出ます。

（備考）
1　代表者本人及び会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
2　目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
3　この届出をする場合には、法第１７条第１項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。
4　資金管理団体に指定されている団体は、「資金管理団体でなくなった旨の届兼宣誓書」を提出すること。

(4) 資金管理団体指定届兼宣誓書（法第19条）

資金管理団体の指定をしたときは，**その指定の日から７日以内に**指定に係る事項を**文書で**届け出なければなりません。

記　載　例

第２３号様式

資　金　管　理　団　体　指　定　届　兼　宣　誓　書

令和　○　年　○　月　○　日

総　務　大　臣
岡山県選挙管理委員会　殿

本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。（備考１参照）

氏　名　海野　山男　（海野）

住　所　岡山市北区山下 3-3-3

資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第１９条第２項の規定により届け出ます。
併せて、下記の記載事項が真正であることを誓います。

記

公職の種類	岡山県議会議員 （ 現職 ・ 候補者等 ）
選挙区	岡山市北区・加賀郡選挙区
ふりがな	かいゆうかい
政治団体の名称	海　遊　会
主たる事務所の所在地	（〒 700-○○○○）　電話（086(×××)××××） 岡山市北区山下 1-1-1　ABC ビル３階
ふりがな	うみの　やまお
代表者の氏名	海　野　山　男
指定年月日	令和　○年　○　月　○　日

首長、岡山市以外の市町村議会議員、参議院議員（全国比例）は選挙区がないので、記載不要

（備考）
1　公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
2　「選挙区」欄は、選挙区において選挙することとされている公職の種類の場合のみ記載すること。
3　資金管理団体として指定するに当たっては、政治資金規正法第１９条の２の２の規定により、資金管理団体は、不動産（土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権をいう。）を取得し、又は所有してはならないこととされていることに留意すること。

(5) 資金管理団体届出事項の異動届兼宣誓書（法第19条）

資金管理団体に指定された政治団体については，(2)の異動届と同様に指定の際届け出た事項（公職の種類，資金管理団体の名称，主たる事務所の所在地又は代表者の氏名のうちいずれか）に異動が生じたときは，**異動の日から７日以内に**異動に係る事項を**文書で**届け出なければなりません。（(2)の異動届の提出も必要です。）

記　載　例

第２６号様式

資金管理団体届出事項の異動届兼宣誓書

令和　○　年　○　月　○　日

総　務　大　臣
岡山県選挙管理委員会　殿

氏　　名　海野　山男　（海野）

住　　所　岡山市北区山下 3-3-3

政治団体の名称　野　山　会

本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。（備考１参照）

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第１９条第３項の規定により、下記のとおり届け出ます。
併せて、下記の記載事項が真正であることを誓います。

記

異動事項		内容	異動年月日
公職の種類	新	衆議院議員　（　現職　・　（候補者等））	令和 ○・○・○
	旧	岡山県議会議員　（（現職）・　候補者等　）	
選挙区	新	岡山県第１区	令和 ○・○・○
	旧	岡山市北区・加賀郡選挙区	
ふりがな	新	のやまかい	令和 ○・○・○
政治団体の名称		野　山　会	
	旧	海　遊　会	
主たる事務所の所在地	新	（〒700-○○○○）　電話（086(×××)××××） 岡山市北区山下 4-4-4	令和 ○・○・○
	旧	岡山市北区山下 1-1-1　ABC ビル３階	
ふりがな	新		・　・
代表者の氏名			
	旧		

（備考）
1　資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
2　異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しない。

(6) 資金管理団体指定取消届兼宣誓書（法第19条）

資金管理団体の指定を取り消したときは，**その取り消した日から７日以内に文書で**届け出なければなりません。

記　載　例

第２４号様式

資　金　管　理　団　体　指　定　取　消　届　兼　宣　誓　書

令和　○　年　○　月　○　日

総　務　大　臣
岡山県選挙管理委員会　殿

本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。（備考１参照）

氏　　名　海野　山男　（海野）

住　　所　岡山市北区山下 3-3-3

下記の政治団体について、資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第１９条第３項の規定により届け出ます。

併せて、下記の記載事項が真正であることを誓います。

記

公職の種類	衆議院議員　（現職・候補者等）
選挙区	岡山県第１区
指定を取り消した政治団体の名称	野　山　会
主たる事務所の所在地	岡山市北区山下 4-4-4
代表者の氏名	海　野　山　男
指定取消年月日	令和　○　年　○　月　○　日

（備考）

１　資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

２　「選挙区」欄は、選挙区において選挙することとされている公職の種類の場合のみ記載すること。

(7) 資金管理団体でなくなった旨の届兼宣誓書（法第19条）

資金管理団体の届出をした者が、公職の候補者でなくなったとき、代表者でなくなったとき又は死亡したとき、あるいは当該資金管理団体を解散したとき、法第19条第１項に規定する政治団体でなくなったときは、その**届出事由に該当した日から７日以内に文書で**届け出なければなりません。

記　載　例

第２５号様式

資金管理団体でなくなった旨の届兼宣誓書

令和　〇　年　〇　月　〇　日

総　務　大　臣
岡山県選挙管理委員会　殿

本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。（備考１参照）

氏　名　海野　山男　（海野）

住　所　岡山市北区山下 3-3-3

下記の政治団体は、令和　〇年　〇月　〇日に、
（　資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと　）により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第１９条第３項第２号の規定により届け出ます。
併せて、下記の記載事項が真正であることを誓います。

記

資金管理団体でなくなった政治団体の名称	野　山　会
主たる事務所の所在地	岡山市北区山下４－４－４

（備考）
１　資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
２　（　）には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第１９条第１項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
３　資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、この届出は新たに選任された代表者が行い、（　）には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

(8) 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（法第19条の８，令第５条第６号）

国会議員関係政治団体に該当することとなったときは，国会議員に係る公職の候補者は，当該団体に対して，文書で，所定の届出をする必要がある旨を，遅滞なく，通知するものとされています。国会議員の後援団体が，課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合には，この通知が必要です。

なお，公職の種類に異動があった場合の通知については，国会議員関係政治団体に該当することとなった日付（記載例２行目）は，最初に国会議員関係政治団体に該当することとなった日付を記入してください。

記　載　例

第２７号様式

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和　○　年　○　月　○　日

政治団体の名称　川村　海子後援会
代表者の氏名　△△　△△　　殿

公職の種類　衆議院議員(現職)
氏　　名　川村　海子　　㊞
住　　所　岡山市中区海下 3-3-3

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体に令和 ○年 ○月 ○　日から該当するため同法第６条第１項又は第７条第１項の規定による届出をする必要があるので、同法第１９条の８第１項の規定により通知します。

（備考）
1　「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
2　「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
3　国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
4　公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和　　年　　月　　日から）」の例により記載し、国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には公職の種類に異動があった年月日ではなく、上記３の年月日を記載すること。

(9) 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知（法第19条の８）

国会議員関係政治団体に該当しないこととなったときは，国会議員に係る公職の候補者は，当該団体に対して，文書で，所定の届出をする必要がある旨を，遅滞なく，通知するものとされています。

記　載　例

第２８号様式

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和　〇　年　〇　月　〇　日

政治団体の名称　川村海子後援会
代表者の氏名　△△　△△　　殿

氏　　名　川村　海子　㊞
住　　所　岡山市中区海下 3-3-3

私が、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和　〇年　〇月　〇日に政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第７条第１項の規定による届出をする必要があるので、同法第１９条の８第２項の規定により通知します。

（備考）
1　この通知は、法第１９条の８第１項の規定による通知をした者が行うこと。
2　「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
3　国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

(10) 国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出（法第７条第２項）

国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）は，各年中において法第19条の16の３第１項に規定する寄附の金額が1,000万円以上となったときは，当該金額が1,000万円に達することになった寄附に係る法第19条の16の３第２項の規定による通知を受けた日から７日以内に，届け出なければならないとされています。

記　載　例

第１１号の２様式

国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出

令和　○　年　○　月　○　日

総　務　大　臣
岡山県選挙管理委員会　殿

本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。（備考１参照）

政治団体の名称　海野山男後援会
事務所の所在地　岡山市北区山下１-１-１
代表者の氏名　甲野　一郎　甲野

令和 ○年　○月 ○日に国会議員関係政治団体から受けた寄附について、令和 ○年○月　○日に政治資金規正法第１９条の１６の３第２項の規定による通知を受け、当該寄附により同条第１項［第１号／第２号］の金額が1,000 万円以上となったため、同法第７条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

☑政治資金規正法第１９条の１６の３第１項第１号の寄附（同法第１９条の７第１項第３号以外に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が1,000 万円以上となったとき

政治資金規正法第１９条の１６の３第１項第１号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者	
氏名（ふりがな）	公職の種類
川村（かわむら）　海子（うみこ）	衆議院議員（現職）

☐政治資金規正法第１９条の１６の３第１項第２号の寄附（同法第１９条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が1,000 万円以上となったとき

政治資金規正法第１９条の１６の３第１項第２号の国会議員関係政治団体	
名称	政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
	該　当

（備考）
1 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
2 「☐」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
3 「公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

３ 政治団体の名称等の公表

政治団体の名称等については告示によって一般に公表されます。

この名称等の告示は，次の場合に，県公報又は官報で行われます（法第７条の２，第17条，第19条の２）。

(1) 設立届又は異動届が提出されたとき。

(2) 解散等の届出があったとき，又は収支報告書を２年間にわたり提出しないため設立の届出をしていないものとみなされることとなったとき。

(3) 資金管理団体の指定届，異動届及び指定取消届並びに資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたとき。

第２ 政治団体の収支報告等

１ 会計経理

(1) 会計帳簿の備付けと記載（法第９条）

会計責任者は**会計帳簿**を備え，これに政治団体の全ての収入，支出及び金銭等の運用に関する事項を記載しなければなりません。

詳細は「収支報告書の記載要領及び記載事例等について」（https://www.pref.okayama.jp/page/detail-93541.html）を御確認ください。

(2) 支出の明細書，あっせんに係る寄附の明細書の受領（法第10条）

政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて，当該政治団体のために寄附を受け，又は支出をした者は，その寄附を受け，又は支出をした日から７日以内に明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

また，政治団体のために寄附のあっせんをした者も，そのあっせんを終えた日から７日以内に明細書を会計責任者に提出しなければなりません。政治団体のために政治資金パーティー（第４－１（P.26）参照）の対価の支払のあっせんをした者についても同様です。

(3) 資金管理団体の届出をした公職の候補者は，その者が，公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部を資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に寄附するときは，文書で，法第19条の３に定めるところにより，その旨を資金管理団体の会計責任者に通知しなければなりません（資金管理団体については，第１－１(6)（P.５）参照）。

(4) 領収書等の徴収（法第11条，第19条の９）

会計責任者等は**１件５万円以上の全ての支出について領収書その他の支出を証すべき書面を徴し**，これを支出の証拠資料として保存しなければなりません。

なお，**国会議員関係政治団体にあっては，金額に関係なく全ての支出**について領収書その他の支出を証すべき書面を徴し，保存しなければなりません。

(5) 会計帳簿及び領収書は，収支報告書の要旨が公表された日から３年間保存しなければなりません。（法第16条）

(6) 候補者等の選挙運動に関するものは，原則として公選法に基づく「選挙運動収支報告書」へ記載されるものですから，政治団体の会計帳簿とは別ですので，会計経理を区分し，二重計上しないよう注意してください。

2 収支報告書

(1) 収支報告書の種類

ア 定例の収支報告書（法第12条，第19条の10）

毎年１月１日から12月31日までの間における政治団体の全ての収入，支出及びこれらに関する事項，並びに12月31日現在で有する一定の資産等の状況について，翌年の**３月31日までに**提出します。

なお，**国会議員関係政治団体にあっては，**上記の提出期限は翌年の**５月31日まで**となります。

イ 解散等に伴う収支報告書（法第17条，第19条の10）

政治団体が解散又はその目的の変更等により，政治団体でなくなった場合に提出するもので，**解散等をした日から30日以内に**提出します。

なお，**国会議員関係政治団体にあっては，**上記の提出期限は**解散等をした日から60日以内**となります。

(2) 提出先（法第12条）

県選挙管理委員会，又は県選挙管理委員会を経由して総務大臣へ提出します。

(3) 収支報告書の要旨の公表（法第20条）

提出された収支報告書は，インターネットの利用により公表されます。

収支報告書は，公表された日から３年間保存され，だれでも提出された収支報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができるようになっています。（法第20条の２）

第３ 政治団体に対する寄附の制限

１ 政治資金規正法上の寄附の制限

参考に掲載している「政治資金規正法のあらまし（総務省自治行政局選挙部政治資金課）（令和７年１月）」（一部抜粋）を参照ください。

２ 公職選挙法上の寄附の制限

(1) 国又は地方公共団体と特別の関係がある者の寄附の禁止（公選法第199条）

衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国と，地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体と，請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は，当該選挙に関し寄附をすることができません。

(2) 候補者等の関係会社等の寄附の禁止（公選法第199条の３）

公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は，当該選挙区内にある者に対し，いかなる名義をもってするを問わず，これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはなりません。

ただし，これらの会社等が政治資金規正法上の寄附の制限の範囲内で政党及び政治資金団体に対し寄附をすることは認められています。

(3) 候補者等の氏名類推会社等の寄附の禁止（公選法第199条の４）

公職の候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は，当該選挙に関し，当該選挙区内にある者に対し，いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。

ただし，これらの会社等が政治資金規正法上の寄附の制限の範囲内で政党及び政治資金団体に対し寄附をすることは認められています。

(4) 後援団体に関する寄附の禁止（公選法第199条の５）

後援団体とは，特定の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し，又は特定の候補者等を推薦し，若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものである団体をいいますが，この後援団体は，当該選挙区内にある者に対し，いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。

ただし，政党その他の政治団体や当該候補者等（候補者等に対しては，選挙運動に関するものを除き，金銭及び有価証券による寄附は禁止されています。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪，供花，香典，祝儀等及び当該候補者等に係る公職の任期満了の日前90日に当たる日（解散による選挙の場合には，解散の翌日，また市町村の新設合併による選挙の場合は，合併の日の翌日）から選挙の期日までの間にされるものは禁止されています。）をすることは認められています。

また，この期間内は，何人も，後援団体の総会その他の集会において，当該選挙区内にある者に対し，饗応（きょうおう）接待をし，又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与することが禁止されます。

さらに，この期間内は，候補者等本人が後援団体（資金管理団体を除く。）に寄附をすることが禁じられています。

※　(2)(3)(4)でいう『候補者等』とは，公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）をいいます。

第４　政治資金パーティーに関する制限

１　政治資金パーティーとは

政治資金パーティーとは，「対価を徴収して行われる催物」であって，「当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には，その活動）に関し支出することとされているもの」をいいます。（法第８条の２）

この政治資金パーティーを開催する場合には，会計帳簿への記載，政治資金パーティーの内訳やパーティー券の大口購入者の報告等が義務づけられるほか，以下の制限があります。

２　政治資金パーティーの開催主体の制限　（法第８条の２）

政治資金パーティーは，政治団体によって開催されるようにしなければなりません。なお，政治団体以外の者が政治資金パーティーを開催した場合でも同じように以下の制限が課される他に，こうした者が一定の要件に該当する政治資金パーティーを開催する場合は，さらに別の届出等が義務づけられています。（第４－４参照）

３　政治資金パーティーの対価の支払等に関する制限

(1) 政治資金パーティーの対価の支払の収受の額の制限

政治資金パーティーを開催する者は，ひとつの政治資金パーティーにつき，同一の者から，150万円を超えて対価の支払を受けてはなりません。また対価の支払をする者も同様の制限を受けます。（法第22条の８）

(2) 匿名等の対価の支払の収受の制限

何人も，本人の名義以外の名義又は匿名で，政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。また，これを受けてもいけません。（法第22条の８）

(3) 威迫等によるあっせんの禁止

政治資金パーティーの対価の支払のあっせんについても，政治活動に関する寄附のあっせんと同様，相手方に対し業務，雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法によるあっせんや対価の支払をしようとする者の意思に反してその者の賃金，工賃，下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法によるあっせんが禁止されています。（法第22条の８）

(4) 対価の支払方法の制限

※令和８年１月１日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で，同日以後に支払がなされるものから適用されます。

何人も，政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込みによることなく，政治資金パーティーの対価の支払をすることはできません。

政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払や口座への振込み以外の方法によってすることがやむを得ないと認められる場合については，口座への振込み以外の方法によってすることができますが，この場合は，遅滞なく，その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れなければなりません。

(5) 政治資金パーティーの対価の支払である旨の告知

政治資金パーティーを開催する者は，その対価の支払を受けるに際し，支払者に対して，「この催物は，政治資金規正法第８条の２に規定する政治資金パーティーです。」という文言を載せた書面により，あらかじめ告知しなければなりません。（規則第20条）

(6) 外国人・外国法人等から対価支払を受けることの禁止等

※令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で，同日以後に収受されるものから適用されます。

何人も，外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）（※）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはなりません。

特例上場日本法人が政治資金パーティーの対価の支払をする際には，特例上場日本法人である旨を文書で，当該対価の支払を受ける者に通知しなければなりません。

外国人・外国法人等は，外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて，これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。

政治資金パーティーを開催する者は，当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは，あらかじめ，当該対価の支払をする者に対し，(5) の告知事項に加えて，外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知しなければなりません。

※「外国人・外国法人等」，「特例上場日本法人」については，42 ページを参照してください。

4 政治団体以外の者による政治資金パーティー開催の制限 （法第18条の２）

政治団体以外の者がその対価の支払に係る収入額が１千万円以上になると見込まれる政治資金パーティーを開催するときは，この政治団体以外の者は政治団体とみなされ，会計帳簿の備え付け，設立届・異動届等の届出書の提出，当該政治資金パーティーに係る収支報告書の提出等，政治団体に準じた各種制限が課されることになります。

第５ 政治資金の運用に関する制限

政治団体は，その有する金銭等を，以下の方法以外の方法で運用してはなりません。（法第８条の３）また，会計帳簿の運用簿に，運用の状況等を記載しなければなりません。

① 銀行その他の金融機関への預金又は貯金
② 国債証券，地方債証券，政府保証債券又は銀行，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
③ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第１条第１項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

第６ 政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限

国及び地方公共団体の一般職等の公務員は，その地位を利用して行う以下の活動が禁止されます。（法第22条の９第１項，令第24条）

① 政治活動に関する寄附を求め，若しくは受け，又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与すること。
② 政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求め，若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け，又は自己以外の者がするこれらの行為に関与すること。

第７ 個人献金に対する課税上の優遇措置（法第32条の４）

１ 優遇措置の内容

個人が政治活動に関する寄附をした場合，一定の要件を満たすものについては，所得税の計算上，所得控除又は税額控除を受けることができます。

詳細は「収支報告書の記載要領及び記載事例等について」（https://www.pref.okayama.jp/page/detail-93541.html）を御確認ください。

２ 手　続

政党又は後援団体は，寄附金（税額）控除のための書類（P.29記載例参照）を作成し，県選挙管理委員会又は総務大臣の確認を受け，この書類を寄附者に交付してください。寄附者は確定申告書にこの書類を添付して，税務署に提出します。

記　載　例

別紙

県選管（又は総務大臣）が確認

（確認欄）

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏名	甲　野　一　郎							
住所	岡山県〇〇市〇〇町〇-〇-〇							
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和　　年　　月　　日							

寄附が同一年に２回以上された場合は、記載は必要ありません。

（寄附を受けた団体）

名称	丙　丁　会	
所在地	岡山県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
団体の区分（いずれか該当するものの番号を〇で表示）	政党又は政治資金団体（租税特別措置法第41条の18第１項第１号又は第２号）	左記以外の特定の政治団体（租税特別措置法第41条の18第１項第３号又は第４号）
	1	2
租税特別措置法第41条の18第１項第３号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第１項第４号該当の場合	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	乙　野　二　郎
（同号イ該当の場合(2)の記載は必要ありません。）	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	年　月　日　選挙

推薦し又は支持する者が現職でない場合に、記入してください。

（寄附を受けた個人）

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	年　月　日　選挙
住所		

（寄附の内訳）

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
□・6・30	300,000　円	・　・	円	・　・	円
□・9・28	300,000　円	・　・	円	・　・	円
□・12・26	600,000　円	・　・	円	・　・	円
・　・		・	円	・　・	円
		・	円	・　・	円

寄附が同一年に２回以上された場合に記入します。

（注）　(1) この様式は各政党・政治団体等で用意し，必要事項を記入して提出してください。

(2) ※印の欄は，推薦し，又は支持する者が現職でない場合に，その者が立候補した選挙名及びその者が立候補した年月日を記入してください。

第３編　後援団体等の立札・看板等の規制について

１　後援団体等が掲示することができる文書図画

現在すでに公職にある人や公職の候補者となろうとする人（以下「候補者等」といいます。）の氏名や氏名を類推させるようなことを記載した文書図画及び特定の候補者等を支持，推薦することを主な政治活動の目的としている団体（以下「後援団体」といいます。）の名称を記載した文書図画で，それぞれの政治活動のために使用するものについては，次に掲げるもの以外はいっさい掲示することができません（公選法第143条第16項）。

① **後援団体の事務所に掲示する立札，看板の類で，一事務所当たり２枚以内で**，かつそれぞれ選挙の種類ごとに定められた総数の範囲内のもの。

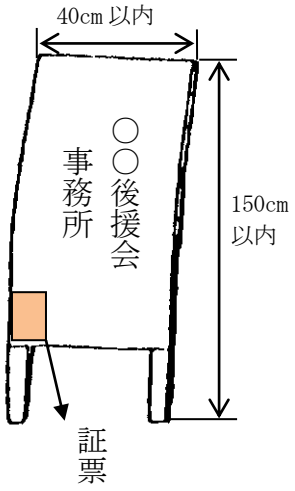
掲示することができる立札，看板の類の総数は，同一の候補者等に係るすべての後援団体を通じて下表のとおりです。立札，看板の類には，選挙管理委員会が交付する「**証票**」を貼付する必要があります。

また，大きさは**縦150センチメートル，横40センチメートル以内**です。

なお，候補者等の個人の事務所に掲示する立札，看板の類についても，数量については下表のとおり，また，大きさや証票については後援団体の場合と同様の制限があります。

●候補者等又は後援団体の立札・看板の類の総数

選挙の種類	同一の候補者等に係るすべての後援団体を通じて	候補者等（個人の事務所）	申請先
衆議院議員（小選挙区）	15	10	県選挙管理委員会
衆議院議員（比例代表）	42（うち１小選挙区内15）	28（うち１小選挙区内10）	中央選挙管理会（総務省）
参議院議員（比例代表）	150（うち岡山県内21）	100（うち岡山県内14）	
参議院議員（岡山県選挙区）	21	14	県選挙管理委員会
県知事	21	14	
県議会議員	6	6	
岡山市長	10	10	各市町村選挙管理委員会
市長（岡山市を除く。） 市議会議員（岡山市を含む。）	6	6	
町村長 町村議会議員	4	4	



② **ポスターで，ベニヤ板やプラスチックの板などで「裏打ち」したものでないもの**（裏打ちされていなくても，事務所や連絡所を表示し，又は後援団体の構成員であることを表示するためのもの※1を掲示すること及び公選法第143条第19項各号の区分による当該選挙ごとの※2一定期間内に当該選挙区内に掲示することはできません。）

※1 例　「○○事務所」，「○○後援会連絡所」，「○○後援会会員の家」，「○○後援会員の証」などと記載したポスター，ステッカーなど

※2 1　衆議院議員の総選挙にあっては，衆議院議員の任期満了の日の6月前の日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間

2　参議院議員の通常選挙にあっては，参議院議員の任期満了の日の６月前の日から当該通常選挙の期日までの間

3　地方公共団体の議会の議員又は長の選挙にあっては，その任期満了による選挙についてはその任期満了の日の６月前の日から当該選挙の期日までの間，任期満了による選挙以外の選挙については当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

4　衆議院議員及び参議院議員の再選挙又は補欠選挙にあっては，統一対象となる再選挙及び補欠選挙（以下「統一対象選挙」という。）については，当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の６月前の日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間，統一されない再選挙及び統一対象選挙のうち，参議院議員の通常選挙と同時に行われるもの及び参議院議員の統一されない再選挙と同時に行われるものについては，当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

なお，このポスターには，その表面に，掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあってはその名称）及び住所を記載しなければなりません。

③ **政治活動のための演説会や講演会などの開催中，その会場において掲示するもの**

④ **選挙時に特定の政治活動の許される確認団体が，許された範囲内で行う看板の類やポスターの掲示**

２　証票の交付

候補者等又は後援団体の事務所に掲示する立札・看板に貼る証票は，候補者等が参議院選挙区選出議員選挙，衆議院小選挙区選出議員選挙，県知事選挙又は県議会議員選挙に関する者であるときは県選挙管理委員会が，市長又は市議会議員選挙に関する者であるときは当該市の選挙管理委員会が，町村長又は町村議会議員選挙に関する者であるときは当該町又は村の選挙管理委員会が交付することとなっています。

証票の交付を受けようとするときは，別途定められている証票交付申請書の提出が必要です。

３　証票と有効期限

証票には，有効期限が定められています。有効期限を過ぎた証票は，無効ですので，新しい証票に更新することが必要です。証票の更新については，所管の選挙管理委員会にお問い合わせください。

４　後援団体等が頒布する文書図画

後援会への加入依頼文書に投票依頼の文言があったり，あるいは直接，投票依頼の文言がなくても全体として選挙運動のための文書図画と認められるものを頒布したりすることは，事前運動となります（公選法第129条）。

５　あいさつ目的の有料広告の禁止

候補者等や後援団体は，選挙区内にある者に対し，主としてあいさつ（時候のあいさつ・慶弔・激励・感謝・その他これらに類するあいさつ）を目的とする有料広告を，新聞・雑誌・ビラ・パンフレット・インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画等に掲載したり，テレビ・ラジオで放送することはできません。

何人もこれらの行為を求めることも禁止されています（公選法第152条）。

第４編　選挙時における確認団体となった政党その他の政治活動を行う団体の政治活動について

・選挙時における政党その他の政治活動を行う団体の政治活動（公選法第14章の３）

選挙期日の公示（告示）の日から選挙の当日までの間は，政党その他の政治活動を行う団体は原則として下表１～11に掲げる政治活動を行うことができません。

ただし，**確認団体**は，選挙の当日を除き（ただし，８については当日もできる。），下表 ▭ 内の政治活動を行うことができます。

<table>
<tr><th>選挙の種類
確認団体の政治活動</th><th>衆議院議員</th><th>参議院議員</th><th>知　事</th><th>市　長</th><th>都道府県及び指定都市の議会の議員</th><th>指定都市以外の市，町村の議会の議員，町村長</th></tr>
<tr><td>1　政談演説会の開催</td><td>禁　止</td><td colspan="2">衆議院（小選挙区選出）議員の１選挙区ごとに１回</td><td>２　回</td><td>所属候補者数の４倍に相当する回数</td><td rowspan="5">規制なし</td></tr>
<tr><td>2　街頭政談演説の開催</td><td>禁　止</td><td colspan="4">(1)　午前８時から午後８時までの間
(2)　政治活動用自動車で停車しているものの車上及びその周囲</td></tr>
<tr><td>3　政治活動用自動車の使用</td><td>禁　止</td><td>(1)　通常選挙
６台
（所属候補者数（名簿登載者を含む。）が10人を超えるときはその超える数が５人を増すごとに１台を加える。）
(2)　再選挙・補欠選挙
１台</td><td>１　台</td><td>１　台</td><td>１台（所属候補者数が３人を超えるときはその超える数が５人を増すごとに１台を加える。）</td></tr>
<tr><td>4　拡声機の使用</td><td>禁　止</td><td colspan="4">(1)　政談演説会の会場
(2)　街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所
(3)　政治活動用自動車の車上</td></tr>
<tr><td>5　ポスターの掲示

ポスター
85cm×60cm以内</td><td>禁　止</td><td>(1)　通常選挙，比例代表選挙の再選挙，補欠選挙
70,000枚
（所属候補者数が10人を超えるときは，その超える数が５人を増すごとに5,000枚を加える。）</td><td>衆議院（小選挙区選出）議員の１選挙区ごとに500枚</td><td>1,000枚</td><td>１選挙区ごとに100枚（選挙区の所属候補者数が１人を超えるときは，その超える数が１人を増すごとに50枚を加える。）</td></tr>
</table>

次ページに続く

<table>
<tr><th>選挙の種類
確認団体の政治活動</th><th>衆議院議員</th><th>参議院議員</th><th>知　　事</th><th>市　　長</th><th>都道府県及び指定都市の議会の議員</th><th>指定都市以外の市，町村の議会の議員，町村長</th></tr>
<tr><td>5　ポスターの掲示

ポスター
85cm×60cm以内</td><td></td><td>(2) 選挙区選挙の再選挙，補欠選挙，比例代表選挙の一部無効による再選挙
衆議院（小選挙区選出）議員の１選挙区ごとに500枚</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3">規制なし</td></tr>
<tr><td>6　ビラの頒布</td><td>禁　　止</td><td>３　種　類</td><td colspan="3">２　種　類</td></tr>
<tr><td>7　立札，看板の類の掲示</td><td>禁　　止</td><td colspan="5">(1) 政談演説会告知用のもの（会場ごとに通じて５）
(2) 政談演説会の会場内で使用するもの
(3) 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの
(4) 政党その他の政治団体の本部・支部の事務所で掲示するもの
（確認団体以外の政治団体も禁止されない。）</td></tr>
<tr><td>8　選挙に関する報道評論を掲載した政治団体の機関紙誌の頒布又は掲示</td><td colspan="5">(1) 確認団体の本部（衆議院議員の選挙にあっては，候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の本部）で直接発行する届出機関紙・誌各一に限る。
(2) 通常の方法で頒布し又は都道府県選管の指示する場所に掲示すること。
この場合，通常の方法とは，
ア　引き続いて発行されている期間が６月以上のものは，公示（告示）の日前６月間において平常行われていた方法をいい，その間に行われた臨時又は特別の方法を含まない。
イ　引き続いて発行されている期間が６月に満たない機関新聞紙については，政談演説（衆議院議員の選挙にあっては，政党演説会又は政党等演説会）の会場における頒布に限る。
ウ　一方，引き続いて発行されている期間が６月に満たない機関雑誌については，創刊後政談演説等の会場において頒布することを通常の頒布方法としていない場合は，当該会場においても頒布することができない。（つまり，この場合は一切頒布できない。）
(3) 選挙に関する報道評論を掲載した政治団体の機関紙・誌の号外等臨時に発行するものは一切禁止される。
(4) 確認団体等の届出機関紙・誌の号外等で選挙に関する報道評論を記載していないものでも，特定の候補者の氏名又は氏名類推事項を記載したものは，当該選挙区内における頒布又は掲示を禁止される。</td><td>公職選挙法第148条第３項の要件を備えていれば，通常の方法で頒布し，都道府県選管の指示する場所に掲示することができる。</td></tr>
<tr><td>9　連呼行為</td><td>禁　　止</td><td colspan="3">(1) 原則として，禁止される。
(2) 確認団体は，政談演説会場，街頭政談演説の場所及び午前８時から午後８時まで政治活動用自動車の上でできる。</td><td>禁　　止</td></tr>
<tr><td>10　公共の建物における文書図画の頒布</td><td>禁　　止</td><td colspan="3">(1) 原則として，禁止される。
(2) 確認団体は，政談演説会の会場で頒布できる。</td><td>禁　　止</td></tr>
<tr><td>11　候補者の氏名，氏名類推事項の掲載</td><td colspan="6">「８　選挙に関する報道評論を掲載した政治団体の機関紙誌の頒布又は掲示」に該当する新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除き一切禁止される。</td></tr>
</table>

（注）　(1) １及び２においては，選挙運動のための演説及び政治活動のための連呼行為をすることができます。
(2) ５及び６の文書は，所属候補者（又は参議院名簿届出政党等）の選挙運動のために使用することができますが，候補者の氏名又は氏名類推事項を記載することはできません。

（注）確認団体の要件

選　挙　の　種　類		要　　件
1　参議院議員の選挙	通常選挙	全国を通じて10人以上の所属候補者を有すること又は参議院名簿届出政党等であること
	再選挙，補欠選挙	１人以上の所属候補者を有すること
2　都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙	一般選挙	選挙が行われる区域を通じて３人以上の所属候補者を有すること
	再選挙，補欠選挙，増員選挙	１人以上の所属候補者を有すること
3　知事及び市長の選挙		所属候補者又は支援候補者を有すること

（注）　⑴　「支援候補者」とは，立候補届出書においていずれの政党その他の政治団体にも所属しないものとして届け出られた候補者で，一の確認団体の推薦又は支持を受けるものをいいます。

⑵　確認書の交付申請先は，１の選挙が総務大臣，２及び３の選挙が当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会です。

第５編　政党交付金について

１　政党助成法について

政党助成法（平成６年法律第５号）は，議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ，国が政党に対する助成を行う制度で，政党の政治活動の健全な発達を促進するとともに，その公明と公正を確保することにより，民主政治の健全な発展に寄与しようとするものです。

２　政党交付金について

国は，政党助成法の定めるところにより，法人である政党に対して，政党交付金を交付しますが，政党は政党交付金に関する会計帳簿を備えるとともに，政党が実際に政党交付金を充てた使途を広く国民の前に明らかにしなければなりません。

また，政党の支部についても，政党交付金を原資とした支部政党交付金を本部や他の支部から受けた場合には，支部政党交付金に関する会計帳簿を備え，この使途について明らかにすることが義務づけられています。

３　使途報告が必要な支部

以下のいずれかに該当する政党の支部は，支部政党交付金に関する会計帳簿を備え，使途等報告書（支部報告書）を提出しなければなりません。

①　支部政党交付金の支給を受けた支部

②　支部政党交付金による支出をした支部

③　12月31日現在において，支部政党交付金を積み立てた支部基金の残高を有する支部

なお，ここにいう「支部」とは，１以上の市町村，特別区，指定都市の区の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部であるとされています。（政党助成法第14条第２項）

支部政党交付金とは？

政党の本部から支部に対して支給される金銭等で，国から交付された政党交付金を充て又は政党基金（政党の本部が特定の目的のために政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい，これに係る果実（利息）を含む。）を取り崩して充てるものをいい，政党の支部から他の支部に対して支給される金銭等で支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるものを含みます。支部から本部に対して支給する金銭等は，支部政党交付金にあたりません。

なお，支部政党交付金の支給に当たっては，支給をする本部又は支部の会計責任者は，支給を受ける支部の会計責任者に対してその旨及び金額を通知しなければならないこととされています。

支給政党交付金による支出とは？

政党の支部のする支出のうち，政党の本部又は他の支部から支給された支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるものをいい，政党の他の支部に対する支部政党交付金の支給を含みます。「借入金の返済及び貸付金の貸付け」は支部政党交付金による支出には含まれません。

支部基金とは？

政党支部において特定の目的のために支部政党交付金を積み立てたものであり，これに係る果実を含みます。

4　使途報告の方法

(1) 支部報告書の提出期限

翌年の２月末日まで

〔１月１日～２月末日までの間に，衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙がある場合は，３月末日となります。〕

(2) 提出先

当該支部政党交付金を支給した本部又は支部の会計責任者

(1)及び(2)により提出した支部は，**当該提出日の翌日から起算して７日以内に県選挙管理委員会に提出してください。**

(3) 提出部数

政党の本部又は支部 ……（支部政党交付金の支給を受けた政党の本部又は支部に確認してください。）

県選挙管理委員会 ……**２部**（１部は受付印を押して控えとしてお返しします。）

(4) 提出書類

ア　政党本部又は支部に提出するもの

①　支部報告書

②　支部政党交付金による支出に係る領収書等の写し等

提出対象：人件費，光熱水費以外の経費に係る支出で，１件当たりの金額（支払いが数回にわたるときは，その合計金額）が５万円以上のもの

領収書等を徴し難かった場合は，**領収書等を徴し難かった支出の明細書**

③　支部基金に係る残高証明等の写し

④　監査意見書

⑤　宣誓書

⑥　他の支部から提出を受けた支部報告書，監査意見書及び宣誓書

⑦　支部総括文書

（注1）①については，該当のない様式を提出する必要はありません。

（注2）②及び③については，該当がなければ提出する必要はありません。

（注3）⑥及び⑦については，当該支部が他の支部に対して支部政党交付金を支給している場合に限り必要となります。

イ　県選挙管理委員会に提出するもの

①　支部報告書

②　監査意見書

③　宣誓書

④　支部総括文書

（注）④については，当該支部が他の支部に対して支部政党交付金を支給している場合に限り必要となります。

参考

「政治資金規正法のあらまし（総務省自治行政局選挙部政治資金課）（令和７年１月）」（一部抜粋）

Ⅴ．寄附の制限

１．会社等のする寄附の制限

政治団体を除く会社・労働組合等の団体は、政党本部・政党の支部（１以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部に限る。）及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはいけません。

また、これに違反する寄附をすることを勧誘し又は要求してはいけません。

２．公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限

何人も、公職の候補者個人の政治活動（選挙運動を除く。）に関して金銭及び有価証券による寄附をしてはいけません。ただし、政治団体に対する寄附は認められています。

※政党がする寄附は、令和８年１２月３１日まで認められています。

３．寄附の量的制限

寄附の量的制限とは、政治活動に関して一の寄附者が年間に寄附することのできる金額についての制限で、寄附の総額の制限（総枠制限）と同一の受領者に対する寄附額の制限（個別制限）があります（１８、１９ページの図及び別表１参照）。

なお、金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額により制限の対象となること、制限の対象となる政治団体については本部・支部を通じて一体であることに注意が必要です。

［総枠制限］一の寄附者ができる寄附の年間限度額

○政党・政治資金団体に対するもの
　個人：２，０００万円まで
　会社、労働組合等：７５０万円～１億円まで
　（資本金の額、組合員数等により異なる（別表２参照））
○その他の政治団体・公職の候補者個人に対するもの
　個人：１，０００万円まで
　会社、労働組合等：禁止

［個別制限］一の寄附者から同一の受領者への寄附の年間限度額

○個人がその他の政治団体及び公職の候補者個人に対してする寄附は、１５０万円まで
○その他の政治団体間でなされる寄附は、５，０００万円まで

［資金管理団体に対する寄附の特例］

資金管理団体に対する寄附については、下記のとおり量的制限等の特例があります。

① 公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等により自らの資金管理団体に対してする寄附（特定寄附）については、総枠制限及び個別制限の適用がありません。

② 公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附（歳費等の自己資金による寄附）については、個別制限の適用がないので、総枠制限（１，０００万円）の範囲内において寄附することができます。

③ 公職の候補者は、公職選挙法の規定により、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されますが、自らの資金管理団体に対しては寄附することができます。

４．寄附の質的制限

寄附の質的制限とは、特定の者からの寄附に関する規制で、下記の寄附が禁止されています。

（１）一定の補助金等を受けている会社その他の法人がする寄附

① 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から１年を経過する日までの間、政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

② 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

③ 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から１年を経過する日までの間、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

④ 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

（２）赤字会社がする寄附

３事業年度以上にわたり継続して貸借対照表において欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

（３）外国人・外国法人等からの寄附

何人も、以下の者から政治活動に関する寄附を受けることはできません。

① 外国人（日本の国籍を有しない自然人）

② 外国法人（外国の法令に準拠して設立された法人）

③ 主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織
（発行済株式の過半数を外国人若しくは外国法人が保有する日本法人等）
※発行済株式の「過半数」の判断基準日は、直近の定時株主総会基準日（会社法に規定する議決権行使の基準日）が１年以内にあったものについては、当該定時株主総会基準日。

ただし、上記③の例外として、発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が金融商品取引所において５年以上継続して上場されているもの（特例上場日本法人）からの寄附の受領は禁止されません。

特例上場日本法人が寄附をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければなりません。

また、外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできません（※）。

※令和９年１月１日から適用されます。

（４）他人名義・匿名による寄附

本人以外の名義又は匿名により政治活動に関する寄附をすることはできません。

ただし、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が１，０００円以下のものに限り、匿名による寄附をすることができます。

５．その他公正な流れを担保するための措置

（１）寄附のあっせん及び関与の制限

政治活動に関する寄附は、寄附者の政治活動の一環としてその自発的意思に基づいて行われるべきであり、不当にその意思を拘束し、寄附を強制することは寄附者の政治的自由の侵害となることから、次の規制があります。

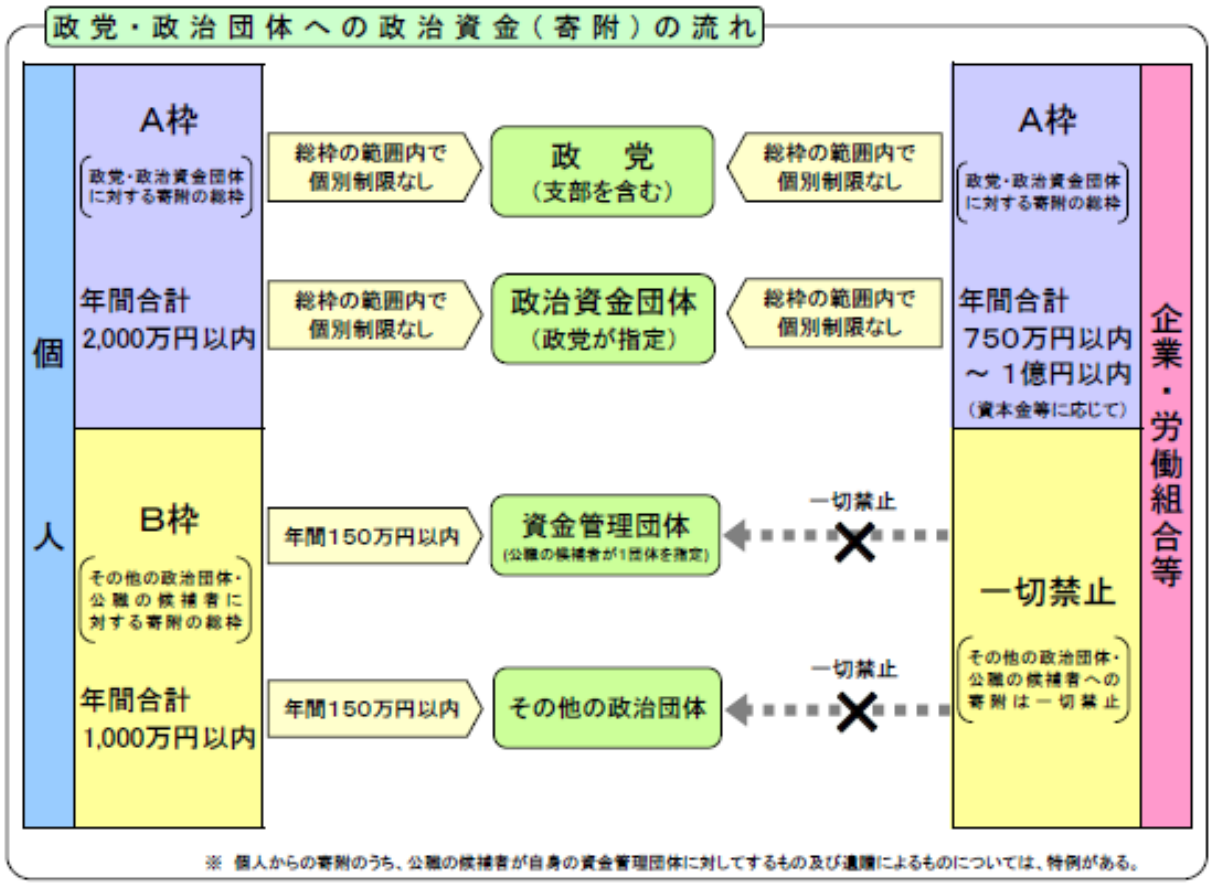
① 威迫等により寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんの禁止

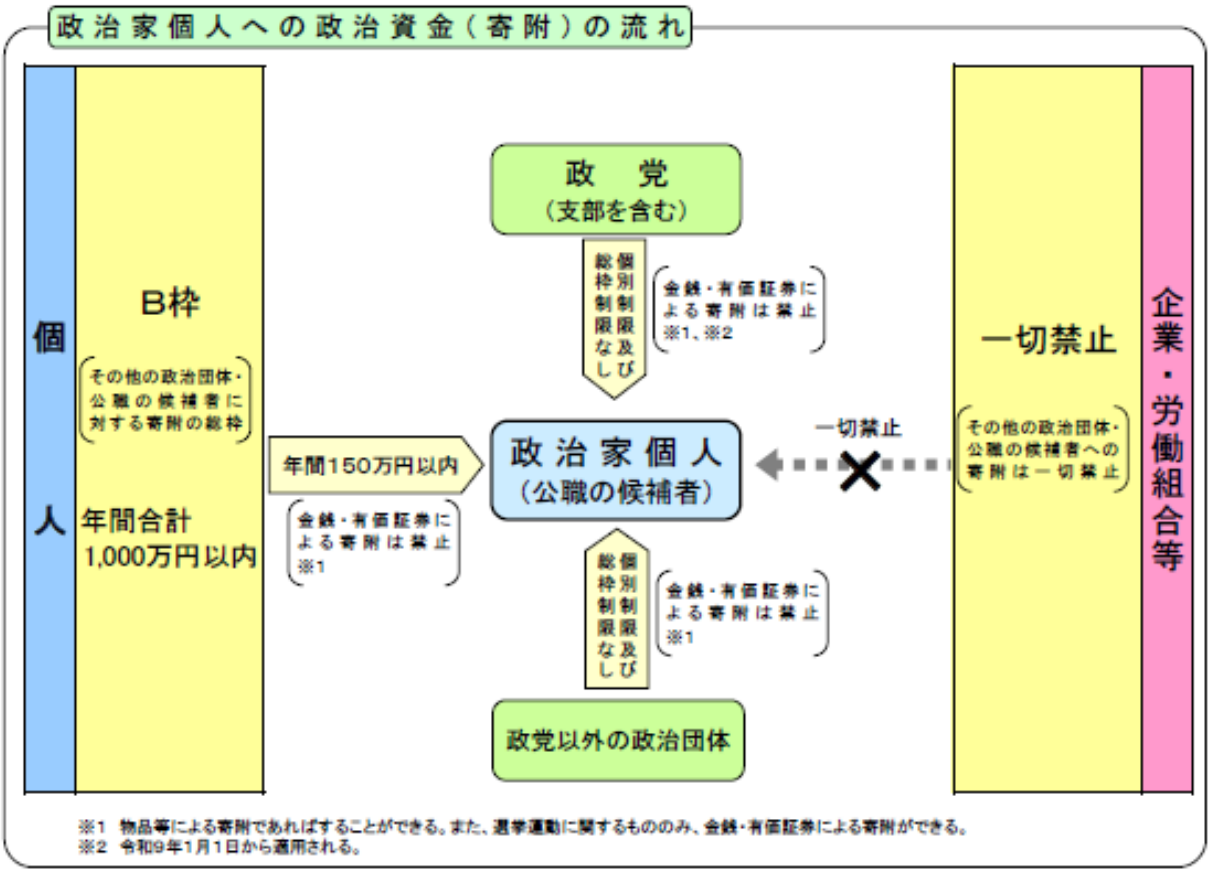
② 寄附者の意思に反するチェック・オフ等による寄附のあっせんの禁止

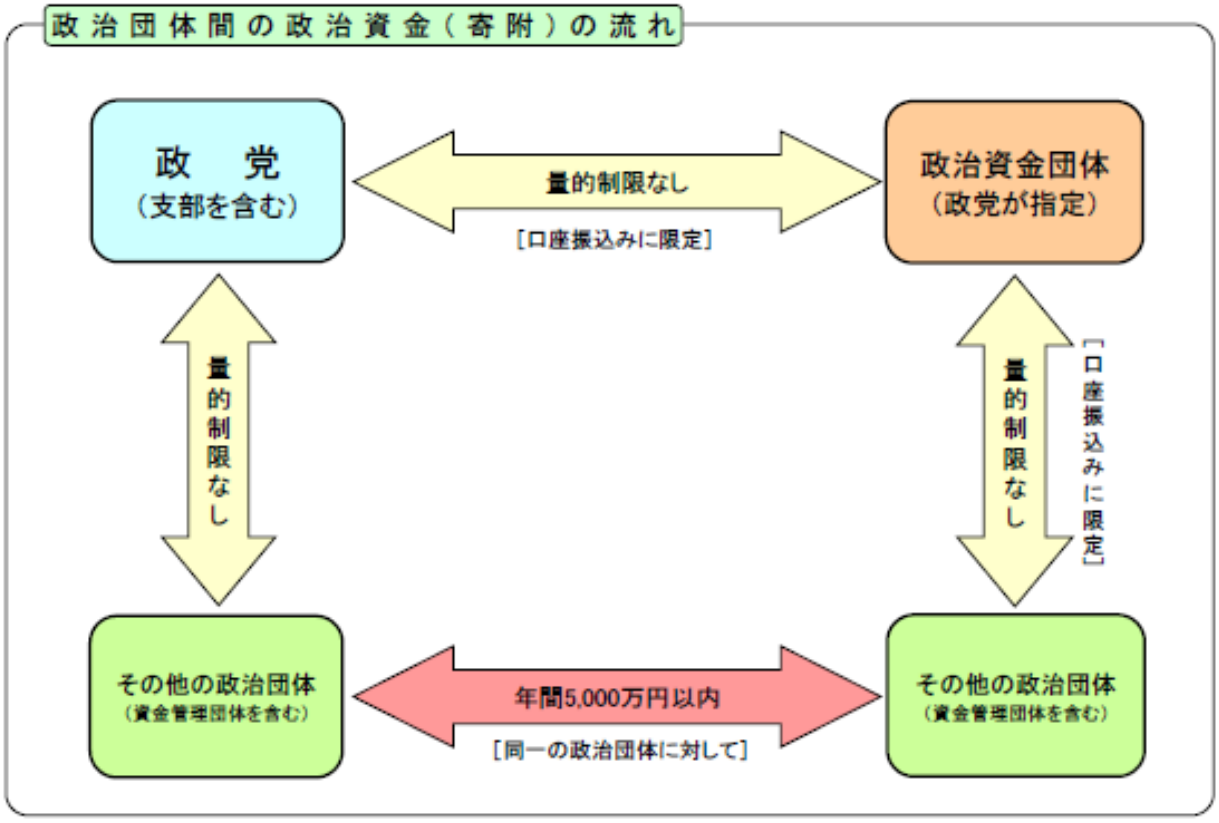
③ 寄附への公務員の関与制限

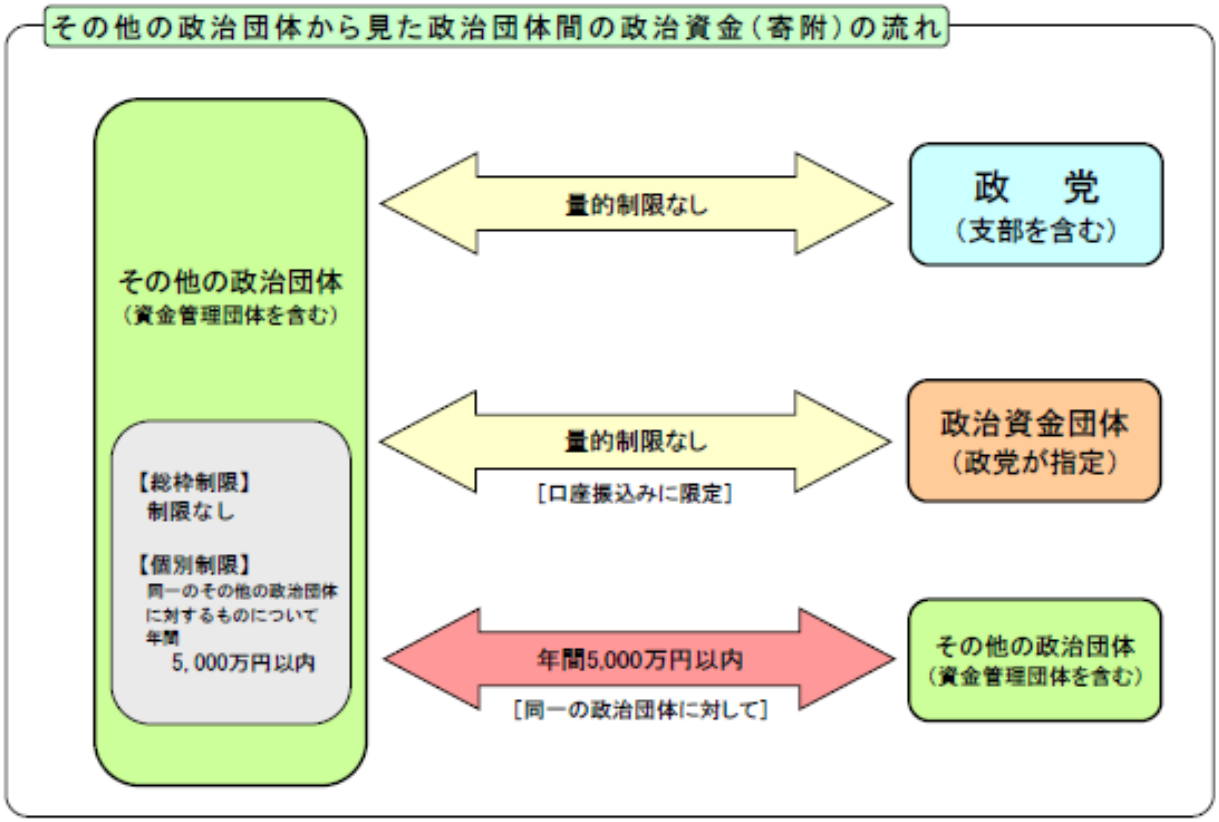
（２）政治資金団体に係る口座振込みの義務付け

政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附（金額が１，０００円以下のもの及び不動産の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）によるものを除く。）については、口座への振込みによらなければならないこととされています。


政党・政治団体への政治資金（寄附）の流れ
個人
A枠
政党・政治資金団体に対する寄附の総枠
年間合計
2,000万円以内
B枠
その他の政治団体・公職の候補者に対する寄附の総枠
年間合計
1,000万円以内
総枠の範囲内で個別制限なし
政　党
（支部を含む）
総枠の範囲内で個別制限なし
総枠の範囲内で個別制限なし
政治資金団体
（政党が指定）
総枠の範囲内で個別制限なし
年間150万円以内
資金管理団体
（公職の候補者が1団体を指定）
一切禁止
年間150万円以内
その他の政治団体
一切禁止
企業・労働組合等
A枠
政党・政治資金団体に対する寄附の総枠
年間合計
750万円以内
～ 1億円以内
（資本金等に応じて）
一切禁止
その他の政治団体・公職の候補者への寄附は一切禁止
※　個人からの寄附のうち、公職の候補者が自身の資金管理団体に対してするもの及び遺贈によるものについては、特例がある。


政治家個人への政治資金（寄附）の流れ
個人
B枠
その他の政治団体・公職の候補者に対する寄附の総枠
年間合計
1,000万円以内
政　党
（支部を含む）
総枠制限なし及び個別制限なし
金銭・有価証券による寄附は禁止
※1、※2
年間150万円以内
金銭・有価証券による寄附は禁止
※1
政治家個人
（公職の候補者）
一切禁止
総枠制限なし及び個別制限なし
金銭・有価証券による寄附は禁止
※1
政党以外の政治団体
一切禁止
企業・労働組合等
一切禁止
その他の政治団体・公職の候補者への寄附は一切禁止
※1　物品等による寄附であればすることができる。また、選挙運動に関するもののみ、金銭・有価証券による寄附ができる。
※2　令和9年1月1日から適用される。


政治団体間の政治資金（寄附）の流れ
政　党
（支部を含む）
量的制限なし
［口座振込みに限定］
政治資金団体
（政党が指定）
量的制限なし
量的制限なし
［口座振込みに限定］
その他の政治団体
（資金管理団体を含む）
年間5,000万円以内
［同一の政治団体に対して］
その他の政治団体
（資金管理団体を含む）


その他の政治団体から見た政治団体間の政治資金（寄附）の流れ
その他の政治団体
（資金管理団体を含む）
【総枠制限】
制限なし
【個別制限】
同一のその他の政治団体に対するものについて
年間
5,000万円以内
量的制限なし
政　党
（支部を含む）
量的制限なし
［口座振込みに限定］
政治資金団体
（政党が指定）
年間5,000万円以内
［同一の政治団体に対して］
その他の政治団体
（資金管理団体を含む）

（別表１）

寄附の量的制限の概要

<table>
<tr><th rowspan="3" colspan="2">寄附者
受領者</th><th colspan="2">個人</th><th colspan="2">会社・労働組合・
職員団体・その他の団体</th><th colspan="6">政治団体</th></tr>
<tr><th colspan="2">政党</th><th colspan="2">政治資金団体</th><th colspan="2">その他の政治団体</th></tr>
<tr><th>総枠制限</th><th>同一の相手方に対する個別制限</th><th>総枠制限</th><th>同一の相手方に対する個別制限</th><th>総枠制限</th><th>同一の相手方に対する個別制限</th><th>総枠制限</th><th>同一の相手方に対する個別制限</th><th>総枠制限</th><th>同一の相手方に対する個別制限</th></tr>
<tr><td colspan="2">政党・政治資金団体</td><td>年間
２，０００
万円</td><td>制限なし</td><td>資本金・組合員数等（※４）に応じて
年間
７５０万円
～１億円</td><td>制限なし</td><td colspan="2">制限なし</td><td colspan="2">制限なし</td><td colspan="2">制限なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の政治団体</td><td>資金管理団体</td><td rowspan="3">年間
１，０００
万円
（※１）

公職の候補者に対するものは金銭等に限り禁止（※３）</td><td>年間
１５０万円
（※２）</td><td rowspan="3" colspan="2">禁止</td><td colspan="2" rowspan="2">制限なし</td><td colspan="2" rowspan="2">制限なし</td><td>制限なし</td><td>年間
５，０００
万円</td></tr>
<tr><td>資金管理団体以外の政治団体</td><td>年間
１５０万円</td><td colspan="2">制限なし</td><td colspan="2">年間
５，０００
万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">公職の候補者</td><td>金銭等に限り禁止
（※３）
その他は年間
１５０万円</td><td colspan="2">金銭等に限り禁止
（※３）
その他は制限なし</td><td colspan="2">金銭等に限り禁止
（※３）
その他は制限なし</td><td colspan="2">金銭等に限り禁止
（※３）
その他は制限なし</td></tr>
</table>

※１　資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附（１４ページ参照）については、制限はない。
※２　資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、制限はない。
※３　選挙運動に関するものについては、金銭等（金銭及び有価証券）による寄附ができる。
※４　その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。
（注１）　個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。
（注２）　政党が公職の候補者に対してする寄附については、令和８年１２月３１日までは制限はない。

（別表２）

総枠制限の一覧

会社 （資本金の額又は出資の金額）	労働組合又は職員団体 （組合員又は構成員の数）	会社・労働組合又は職員団体以外の団体 （前年における年間の経費）	政党・政治資金団体に対する寄附の年間限度額
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	７５０万円
10億円以上～　50億円未満	5万人以上～　10万人未満	2千万円以上～　6千万円未満	１，５００万円
50億円以上～　100億円未満	10万人以上～　15万人未満	6千万円以上～　8千万円未満	３，０００万円
100億円以上～　150億円未満	15万人以上～　20万人未満	8千万円以上～1億円未満	３，５００万円
150億円以上～　200億円未満	20万人以上～　25万人未満	1億円以上　～1億2千万円未満	４，０００万円
200億円以上～　250億円未満	25万人以上～　30万人未満	1億2千万円以上～1億4千万円未満	４，５００万円
250億円以上～　300億円未満	30万人以上～　35万人未満	1億4千万円以上～1億6千万円未満	５，０００万円
300億円以上～　350億円未満	35万人以上～　40万人未満	1億6千万円以上～1億8千万円未満	５，５００万円
350億円以上～　400億円未満	40万人以上～　45万人未満	1億8千万円以上～2億円未満	６，０００万円
400億円以上～　450億円未満	45万人以上～　50万人未満	2億円以上　～2億2千万円未満	６，３００万円
450億円以上～　500億円未満	50万人以上～　55万人未満	2億2千万円以上～2億4千万円未満	６，６００万円
500億円以上～　550億円未満	55万人以上～　60万人未満	2億4千万円以上～2億6千万円未満	６，９００万円
550億円以上～　600億円未満	60万人以上～　65万人未満	2億6千万円以上～2億8千万円未満	７，２００万円
600億円以上～　650億円未満	65万人以上～　70万人未満	2億8千万円以上～3億円未満	７，５００万円
650億円以上～　700億円未満	70万人以上～　75万人未満	3億円以上　～3億2千万円未満	７，８００万円
700億円以上～　750億円未満	75万人以上～　80万人未満	3億2千万円以上～3億4千万円未満	８，１００万円
750億円以上～　800億円未満	80万人以上～　85万人未満	3億4千万円以上～3億6千万円未満	８，４００万円
800億円以上～　850億円未満	85万人以上～　90万人未満	3億6千万円以上～3億8千万円未満	８，７００万円
850億円以上～　900億円未満	90万人以上～　95万人未満	3億8千万円以上～4億円未満	９，０００万円
900億円以上～　950億円未満	95万人以上～100万人未満	4億円以上　～4億2千万円未満	９，３００万円
950億円以上～1，000億円未満	100万人以上～105万人未満	4億2千万円以上～4億4千万円未満	９，６００万円
1，000億円以上～1，050億円未満	105万人以上～110万人未満	4億4千万円以上～4億6千万円未満	９，９００万円
1，050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	１億円